

消防救第436号
令和6年11月13日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長
（公印省略）

救急活動時における適正な観察の実施について

救急活動時における適正な観察の実施については、別添の「救急活動時における適正な観察の実施について」（平成30年6月4日付け消防庁救急企画室長通知）等において周知してきたところです。

しかしながら、今般、救急出動した救急隊が、傷病者を明らかな死亡状態と判断し、医療機関へ搬送せず引き揚げた後、体動があるとの警察官からの通報を受けて再度出動し、医療機関へ搬送するという事案が発生しました。

つきましては、救急活動時における適正な観察の実施について、別添のとおり改めて周知しますので、救急活動時における適正な観察の実施を徹底するよう、貴都道府県内の各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、周知願います。

【問合せ先】

消防庁救急企画室

寺村・金子・白坂・木村・伊藤

電話：03-5253-7529

E-mail：kyukyusuishin@soumu.go.jp

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁救急企画室長
(公 印 省 略)

救急活動時における適正な観察の実施について

救急活動時における適正な観察については、「救急活動時における適正な観察の実施について」(平成 26 年 2 月 24 日付け消防庁救急企画室長通知)等において、このような事案の再発防止をお願いしてきたところです。

しかしながら、今般、救急出動した救急隊が、傷病者を死亡と誤って判断し、医療機関に搬送せずに引き揚げ、再度の通報を受けて出動した別の救急隊が病院搬送を行うという事案が発生しました。

つきましては、下記事項を参照し、救急現場においての適正な観察を実施するとともに、都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対し、この旨周知されるようお願いします。

記

- 1 「救急業務において傷病者が明らかに死亡している場合の一般的な判断基準」
(消防実務質疑応答集から抜粋)
 - (1) 意識レベルが 3 0 0 であること。
 - (2) 呼吸が全く感ぜられないこと。
 - (3) 総頸動脈で脈拍が全く触知できないこと。
 - (4) 瞳孔の散大が認められ、対光反射が全くないこと。
 - (5) 体温が感ぜられず、冷感が認められること。
 - (6) 死後硬直又は、死斑が認められること。※ 以上の全てが該当した場合

- 2 「救急業務において傷病者が明らかに死亡している場合の一般的な判断基準」のほか、次の事項についても十分に留意すること。
 - (1) 傷病者の観察にあたっては、「明らかに死亡している」という先入観を持たないこと。
 - (2) 聴診器、心電計等の観察用資器材を活用し、心静止を確認するなど、的確な観察を実施すること。
 - (3) 判断に迷う場合は、指示医師に連絡し、指示・指導・助言を受けること。

【問合せ先】
消防庁救急企画室 救急推進係
三島・石井・市川
電話：03-5253-7529
E-mail：kyukyusuishin@soumu.go.jp